生活保護のしおり

そう だん Le よう (相談者用)



もくじ 目次

0	は	じめ	に・	•		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
_	1 4	_{生いかつ} 生活	保護	を	^う 受け	る	ICI	ţ•		-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		3
2	2 <u>4</u>	±いかつ 生活	ほ 保護	して	しく	み				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
3	3 (ほ ご 保護	の 種	oるい 類	ょ 新	んい 連							•	•	•	•		•													5
4	4 1	ほ ご 保護	の決	め た	<u>た</u>	•		•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		6
Ę	5 f	ほ ご 保護	を受	けん	るこ	ځ	にた	こつ	た	: 6		•		•	•	•		•	•					•							7
6	6 t	^{ナんり} 権利	と義	務		•		•		•																					8
0	せいた 生 え	かっ ほ 活保	ご t 護 怖	いど 皮	た に 関	ず	るの	J A	٠		•		•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		1	1
C	ว 1	小	うにゅう	。 が	あっ	て	ŧ₫	上流	っ 5 佐	まご	重は	^う	け	b	れ	ま	す	か	?	•	•					•		•		1	1
C	2	ن ك =	うしゃ 動車	[を	寺つ	て	いす	きす	-	#ti 生	かつ 活	·保	護	は	^う 受	け	b	れ	ま	す	か				•			•		1	1
C	3 3	持	いえ ち家	が	あっ	て	ŧ₫	いか? E 涅	5 6	護	は	^う	け	b	れ	ま	す	か	•			•			•			•		1	1
C	ว 4	L* 借	っきん 金	がま	うつ	ても	も 生 し	かっ 活	· 保	·護	は	^う 受	け	ら	h	ŧ.	す ;	か	•	•			•	•	•	•	•	•		1	2
C	3 5	せい 生	かっ ほ 活 傷	護	を受	とけ	3 ک	± ≠	oぞ えだ	く 実に	n / 連	.b<	か	にい	き	ま	す	か				•	•	•	•	•		•		1	2
C	3 6	亨	どŧ	اع	_す 住ん	で	いる	きす	۲,	わ <i>t</i>	د ل ر ل	اد ا	人力	だし	ナ	t いた	で 活	[保	ī 嬳	を	^う 受	け	ら	れ	ま	J	か	•		1	3
C	3 7	せい 生	かっ ほ 活 傷	護	を受	とけ	たら	o •	は <i>†</i>	ts 6 助 7	かれ	ばく	(7	₹	له د	こし	١7	ごす	トカ	١.	•	•	•	•		•		•		1	3
(3 8	せし 生	·かつ [活化	まご保護	をき	う 受け	りる	ٔۓ	_{しき} i 支i	ゅう 給	さ;	h.	る す	。 家 1	ん 責 (か) န င်	うげ. 防	んが を	〈 頁に	よし	,1 (< i	ှဲ ⁻	で-	す	か	•		1	3
(3 9	がし 外	·三〈世 · 国 第	きで	すな)Ť.	せい? 生 :	かっ 活	[保	ੁੱ 漢 る	をき	う 受け	ţį	ò∤	1 ē	ŧ	†	5 \	•	-	•	•		•	•			•		1	4
(Q 1	O	<i>দ</i> -	ー ス	כי		カ ー	- (‡	な と 作	に する	Fd	۲ <i>۶</i>	ง 5 J	٤ -	ر ج	d⊤;	<i>ا</i> ر													1	4

はじめに

生活保護法第 1 条には、『この法律は、日本国憲法第25 条に規定する理念に基 き、 生活保護法第 1 条には、『この法律は、日本国憲法第25 条に規定する理念に基 き、 くに せいかつ こんきゅう こくみん たい こんきゅう ていど おう ひつよう ほご おこな 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を 行 い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする』 と規定しています。これは、保護を国民の権利として認め、しかもその内容としては健康 ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう で文化的な最低限度の生活を保障するものです。

しかしながら、一般的に、生活保護は非常に複雑な制度になっています。そこで、 せいかつほごせいど 生活保護制度のあらましや、基本的な仕組みを理解していただき、生活保護を必要とする方 ほう しゅし てきせい ほご う が、法の趣旨にそって適正に保護を受けていただくため、この「生活保護のしおり」を作成 しました。

このしおりの内容や生活保護の申請にあたり、わからないことがあればお気軽に
ふくしじむしょ
福祉事務所にお越しください。また、電話による問い合わせもできます。(電話番号は15ページをご覧ください。)

1 生活保護を受けるには

人は誰でも病気になったり、仕事を失ったり、その他の事情で生活が苦しくな せいかっ えんじょ ふたた じりっ てった せいかっほごせいど 生いかっほごせいど 生活を援助し、再び自立できるようお手伝いするのが生活保護制度です。

生いかっほご こくみん けんり 生いかっほごほう さだ ようけん み かぎ せいべっ 生活保護は、国民の権利として生活保護法の定める要件を満たす限り、性別、 しゃかいてきみぶん せいかっ こんきゅう りゅう と 社会的身分、生活に困窮した理由を問わず、どなたでも受けることができます。 しかし、以下のように利用できる資産、活用できる能力、身内からの援助、年金 たほうたせさく かつよう かつよう や手当といった他法他施策など、あらゆるものを活用していただく必要があります。

ほご じゅきゅう ょうけん 保護を受給する要件

- 1 働くことが可能な方は能力に応じて働いてください。
- 2 生活必需品以外の資産は、原則として処分あるいは最大限に活用して、 せいかつひ あ 生活費に充てていただくこととなります。(たとえば、土地・家屋、預貯金、 ゆうかしょうけん せいめいほけん かくしゅほけん じどうしゃ ききんぞくるい 有価 証 券、生命保険などの各種保険、自動車、貴金属類など。ただし、 きょじゅう じぎょうよう とち かおく せいめいほけん がくしほけん ごじょかい じどうしゃ 居 住・事業用の土地・家屋、生命保険・学資保険・互助会、自動車などは、 まうけん み ほゆう みと はあい 要件を満たせば保有が認められる場合がありますので、福祉事務所にご相談ください。)

がつよう まも かつよう ようけん ほご う 以上が主なもので、これらの活用を要件として保護を受けることができます。

- 子どもに対する養育費や、親子・兄弟姉妹など扶養義務者の援助が受けらればあい かのう はんい えんじょ ゆうせん うる場合は、可能な範囲でその援助を優先して受けてください。

2 生活保護のしくみ

保護が受けられるかどうかは、国(厚生労働大臣)の定めた基準(年齢別、世帯 こうせいべつ しょざいちべつ もと けいさん さいていせいかつひ せたい しゅうにゅう ひかく けってい 構成別、所在地別)に基づいて計算した最低生活費と世帯の収入を比較して決定されます。

保護は、原則として個人単位ではなく世帯単位で適用され、世帯の 収 入 が、最低 せいかつひ すく しきゅう 生活費より少ないときに、不足分が保護費として支給されます。



1 最低生活費とは

は、 は、 は、 こきじゅん もとづ しょくひ ひふくひ こうねつすいひ せいかつひ やちん ちだい 国が定めた保護基準に基 き、食費・被服費・光熱水費などの生活費、家賃・地代 じゅうたくひ ぎ むきょういく ひつよう きょういくひ いりょうひ かいごひ あなどの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などを合わせたもの。

2 収入とは

預貯金、物品、給与、仕送り、年金・各種手当など、世帯に入ったすべての ものが収入となります。なお、働いて得た収入は、一定の控除がありますので、働いていない場合より世帯全体の生活費は増加することになります。

保護を申請される方及び受給されている方は必ず収入申告書を提出す ひつようる必要があります。

3 保護の種類と範囲

せいかつほご しゅるい ふじょ くに さだ きじゅん もと しきゅう **生活保護には8種類の扶助があり、国の定めた基準に基づいて支給されます。**

しゃかいせいかつ いとな なか しょけいひ ひつよう 社会生活を営む中では、いろいろな諸経費が必要となりますので、保護費もその性格によって、次の8種類に分けられています。

Lp るい 種 類	th th th	ほうほう げんそく 方法(原則)
せいかつふじょ 1. 生活扶助	いしょく た にちじょうせいかつ じゅよう み 1 衣食その他日 常生活の需要を満たすために ひつよう 必要なもの いそう 2 移送	^{きんせんきゅうふ} 金銭給付
きょういくふじょ 2. 教 育 扶助	ぎ むきょういく ひつよう きょうかしょ がくようひん つうがくようひん 義務教育に必要な教科書、学用品、通学用品、 がっこうきゅうしょくひ 学校給食費	^{きんせんきゅうふ} 金銭給付
じゅうたくふじょ 3. 住 宅扶助	************************************	^{きんせんきゅうふ} 金銭給付
いりょうふじょ 4. 医療扶助	1 診療 やくざいまた ちりょうざいりょう 2 薬剤又は治療材料 いがくてきしょち しゅじゅつ たちりょうなら せじゅつ 3 医学的処置、手術、その他治療並びに施術 びょういんまた しんりょうしょ しゅうよう 4 病院又は診療所への収容 かんごまた いそう 5 看護又は移送	げんそく 原則として げんぶつきゅうふ 現物給付
^{かいごふじょ} 5.介護扶助	かいごほけん きゅうふ きょたくかいご しせつかいご 介護保険の給付(居宅介護、施設介護)のうち、 りょうしゃふたんがく 利用者負担額	げんそく 原則として げんぶつきゅうふ 現物給付
しゅっさんふじょ 6. 出産扶助	ぶんべん かいじょ 1 分娩の介助 ぶんべんぜんご しょち 2 分娩前後の処置 だっしめん えいせいざいりょうひ 3 脱脂綿、ガーゼなどの衛生材料費	^{きんせんきゅうふ} 金銭給付
せいぎょうふじょ 7. 生業扶助	#いぎょう ひっょう しきん き ぐまた しりょう 1 生業に必要な資金、器具又は資料 #いぎょう ひっょう ぎのう しゅうとく 2 生業に必要な技能の習得 しゅうろう ひっょう 3 就労のために必要なもの こうこうしゅうがく ひつょう 4 高校就学に必要なもの	きんせんきゅうふ 金銭給付
そうさいふじょ 8.葬祭扶助	Th	^{きんせんきゅうふ} 金銭給付

4 保護の決め方

ほご てつづ

保護の手続き

そう だん **①相 談**

せいかつ こま ほごう かた ほんにん かぞく かた ふくしじむしょ そうだん 生活に困って保護を受けたい方は、本人や家族の方が福祉事務所へ相談にお でんわ でんわ でんわ きうだん せしください。(病気などの都合で来れない場合は、まず、電話などでご相談ください。)

ほご しんせいおよ ひつようしょるい ていしゅつ ②保護の申請及び必要書類の提出

せいかつ こま じょうきょう うかが ほごしんせいしょおよ しんせい ひつよう しょるい 生活に困っておられる状況をお何いして、保護申請書及び申請に必要な書類を わた わた しょるい きさい ふくしじむしょ ていしゅつ しょるい てい お波しします。お渡しした書類を記載して、福祉事務所に提出してください。書類の提しゅっ おく ほご けってい おく ばあい ちゅうい 出が遅れると保護の決定ができなかったり、遅れたりする場合がありますのでご注意ください。

3調 を **査**

申請手続きが済みますと福祉事務所の地区担当者(ケースワーカー)があなたのたく まいかつ こま じょうきょう ほごう かおさんの まうけん みお宅をうかがって、生活に困っておられる状況や保護を受けるための要件を満たしているかどうか調査します。また、資産保有状況、金融機関・生命保険会社など ない まょうき しゃ かた えんじょ ちょうさ しごと でき への調査、扶養義務者の方が援助できるかどうかの調査、仕事が出来るかどうかの調査などもあわせて 行います。

ほご う 保護が受けられる場合

「保護(開始)決定通知書」を送付します。この通知書には、受 ふじょ しゅるい ふじょがく きさい けられる扶助の種類や扶助額が記載してあります。

サラ てい **企 注 注 注 注**

(何らかの理由で14日以内に決定されない場合でも、30日以内に決定します。)

ほご う **保護が受けられない場合**

「保護却下通知書」を送付します。この通知書には、保護が受りゆう きさいけられない理由が記載してあります。

ほごひしはら **5保護費の支払い**

<u>ほご ひまいつきこうざふ</u>こまにできましますう 保護費は、毎月口座振り込み、もしくは窓口払いで支給します。

5 保護を受けることになったら

ほごひ じゅりょう **1 保護費の受領**

まいつき つきはじ げつぶん ほごひ しきゅう 毎月、月初めに1か月分の保護費が支給されます。

こくみんけんこうほけんしょう へんかんおよ ほごじゅきゅうご びょういん じゅしん 2 国民健康保険証の返還及び保護受給後の病院などへの受診

生活保護を受けている間は、国民健康保険に加入できませんので、保険証を すみやかに市役所の担当課もしくは、福祉事務所に返還していただくことになり ます。ただし、その他の健康保険(協会健保、組合健保、共済健保)に加入し ている場合は、返還していただく必要はありません。

なお、病気やケガなどのため、病院などの医療機関(以下、「病院など」)を ときは、あらかじめ福祉事務所に申請してください。申請しますと はっこう 医療券などを発行しますので、それを持ち病院などに行き受付に提出して ときない。

まんきゅう ばあい せいかつほごじゅきゅうしょう びょういん まどぐち ていじ じゅしん ごじっ 緊 急 の場合は、生活保護受給証を病 院 などの窓口に提示のうえ受診し、後日、かなら いりょうけん と く ちくたんとうしゃ れんらく 必 ず医療券を取りに来るか、地区担当者にご連絡ください。

かていほうもん **3 家庭訪問**

生活保護 受 給 中は生活していく上で、さまざまな相談にのり、自立に向けた 上えん おこな ふくしじむしょ ちくたんとうしゃ す ほうもん かていほうもん 支援を 行 うため、福祉事務所の地区担当者がお住まいを訪問(家庭訪問)します。 かていほうもん 家庭訪問では、あなたの生活の 状 況、収入の状況、通院の状況など をお聞きし、自立に向けた支援を 行いますので、遠慮なく相談してください。



6 権利と義務



ほご う ひと けんり **1 保護を受ける人の権利**

せいかつ こんきゅう ひと こんきゅう ていど おう さいていせいかつ ほしょう じりつ 生活に困窮している人は、その困窮の程度に応じた最低生活の保障と、自立 しゃかい てきおう えんじょ う けんり ゆう し社会へ適応していくための援助を受ける権利を有しています。

ほご う ひと つぎ けんり 保護を受けている人には、次のような権利があります。

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護について、不利益に変更 されることはありません。
- (2) 保護金品、又はこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえ られることはありません。
- (3) 保護を受けようとする人、または受けている人が、福祉事務所の 行った 保護を受けようとする人、または受けている人が、福祉事務所の 行った 保護の開始、却下、変更、停止、廃止などの決定処分に不服がある場合は、 けってい 決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に大阪府知事に対して ふふく もう た 不服の申し立てをすることができます。

2 保護を受ける人の義務

ほご う 保護を受けている人は次のような義務があります。

- (1) 保護を受ける権利を人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける人は能力に応じて働いたり、病気の人は医師の指示に従って

 いちにち はや
 一日も早くなおすよう努力するなど、常に能力に応じて勤労に励み、

 ししゅつ せつやく はか せいかつ い じこうじょう つと
 支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければなりません。
- (3) 次のような時は、すみやかに福祉事務所に届出をしなければなりません。
 - ロ は 所 や家賃・地代が変わるとき (必 ず 事前に相談してください。)
 - **B** 家族に変化があるとき(出産・死亡・転入・転出・結婚・妊娠・病気・ にゅうたいいん じこ にゅうがく たいがく 入退院・事故・入学・退学など)

C 仕事を新しく始めたり、辞めたり、変えたとき(就職、転職、休職、 大業、廃業など)

- D 働く日数や 収入 が変わったとき (ボーナスが入ったとき、年金・

 Tantがく
 手当額がかわったとき、臨時的な 収入 があったとき)
- E 資産が得られた時 (相続、交通事故の補償を含む) や、処分したとき と to たてもの せいめいほけん (土地・建物、生命保険など)
- G その他の生活の 状 況 に変化があったとき
- (4) 福祉事務所 長が行う指導・指示(地区担当者の家庭訪問による指導も ったが 含む)には 従 わなければなりません。
- (5) **資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときは、先に支給され**はこひ ぜんぶまた いちぶ へんかん
 た保護費の全部又は一部を返還しなければなりません。
- (6) 事実と異なる申請や不正な手段により生活保護を受けたときは、そのことにより不正に受給した保護費を返さなければなりません。また、法律により罰せられることもあります。

3 その他

プララン であり であり であり でんぱん は、保護を受けられないことがありますので、くれぐれも注意 してください。

- (1) 保護を受ける人の義務を守らないとき
- (2) 虚偽の届出をしたときや必ず届け出なければならないことを届け出なかったとき
- (3) 福祉事務所が行う必要な調査に対して、正当な理由なく拒んだり妨害したとき

[MEMO]

生活保護制度に関するQA

Q1 収入があっても生活保護は受けられますか?

A1 働いて収入のある方、年金・児童扶養手当などの手当を受給している方でも、世帯の収入や資産が厚生労働大臣の定める基準により計算した最低生活費に満たない場合は、生活保護を受給できます。この場合、最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給します。

Q2 自動車を持っています。 生活保護は受けられますか?

A2 自動車は「資産」にあたりますので、原則として処分のうえ、得られた金銭 を生活の維持に活用していただきます。

ただし、自営業等を営んでおり車を使用する場合や障害をお持ちの方であって、通勤・通院等でやむを得ないと福祉事務所が認めた場合は、保有が認められることもあります。世帯の状況により判断いたしますので、福祉事務所にご相談ください。

Q3 持ち家があっても生活保護は受けられますか?

A3 持ち家は資産にあたりますので、原則は売却し、得られた金銭を生活の 維持に活用いただきますが、実際に居住しており、処分価値が低い場合は、 そこで生活保護が受けられる場合があります。資産価値に応じて判断します ので、詳しくは福祉事務所にご相談ください。

ただし、持ち家にローンが残っている場合は、保有が認められませんので、 原則として、処分していただくこととなります。

Q4 借金があっても生活保護は受けられますか?

A4 借金があるために、生活保護を受給できないということはありません。
しかしながら、生活保護費は、最低生活を維持するためのもので、借金返済
にあてるためのものではありませんので、法テラスなど法律の専門家に相談
のうえ、任意整理・自己破産など借金の整理をご案内いたします。

Q5 生活保護を受けると親族に連絡がいきますか?

A5 生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は優先 できたかつよう 的に活用するものとされていますので、生活保護を申請すると親、子ども、 見、弟姉妹などの親族(以下、「扶養義務者」)に対し、保護の申請を行っ た方を援助できるかどうか、確認するために、扶養照会を行います。

ただし、以下の場合は、「扶養義務の履行ができない者」として取扱い、 扶養照会を差し控えることができることがありますので、福祉事務所にご 程前後ください。(その後に、状況の変化があれば、その時点で実施する場合 はあります。)

- ② 特別の事情がある場合。例えば、申請者が当該扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立しているなどの事情がある、概ね10年程度音信不通であるなど交流が断絶しているなど

Q6 子どもと住んでいます。 私 1 人だけ生活保護を受けられますか?

A6 生活保護は同じ家に住み、生活をしている場合は、その世帯全員で生活保護が必要かどうか判断します。そのため、世帯の一部の方だけが保護を受けることは基本的にはできません。ただし、世帯にいた方が長期間入院となり、退院の見込みがないなどの場合は、例外的に世帯の一部の方だけを保護する(又はしない)ことができる場合がありますので、福祉事務所にご相談ください。

Q7 生活保護を受けたら、協かかなくてもよいですか?

A7 生活保護は保有する資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお、 最低限度の生活が維持できない場合にその不足分を補うものですので、働いる方は、能力に応じて働く必要があります。各福祉事務所には就労支援 を専門に行う職員を配置しておりますし、働く準備をするための支援も

Q8 生活保護を受けると支給される家賃の上限額はいくらですか?

A8 世帯の人数により、国が家賃・間代・地代等の上限が定めており、東大阪市における上限は以下のとおりです。

にんずう 人数	************************************	にんずう 人数	************************************
1人	38,000円	6人	53,000円
2人	46,000円	7人	5 9, 0 0 0 円
3人から5人	4 9, 0 0 0 円	※ 令和 5年	ğ 基準

Q9 外国籍ですが、生活保護を受けられますか?

A9 外国籍の方は生活保護法の適用にはなりませんが、「永住者」、「定住者」、「定住者」、「永住者の市偶者」、「日本人の配偶者」のいずれかの在留資格を有する方や「永住者の配偶者」、「難民認定を受けた方」などが、生活に困窮した場合、生活保護法に準じて保護を受けることは可能です。

この場合における生活保護の申請は、在留カード又は特別永住者証明書に記載された住所地を管轄する福祉事務所に行うことになります。詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。

Q10 ケースワーカーは何をする人ですか?

A10 ケースワーカーは生活保護の申請をされた方について、家庭訪問や資産・収入の調査などにより保護の要否判定を行います。また、継続して保護を受給されている方の生活状況の把握のため、家庭訪問の実施、自立に向けた指導・援助などを行います。

福祉事務所

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	でん ゎ ばん ごう 電 話 番 号
ひがしふくしじむしょ 東福祉事務所	ひがしおおさかしあさひまち 東大阪市旭町1-1	072-988-6616 072-988-6618
なかふくしじむしょ 中福祉事務所	ひがしおおさかしいわたちょう 東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-9271 072-960-9272
にしふくしじむしょ 西福祉事務所	ひがしおおさかしたかいだもとまち東大阪市高井田元町2-8-27	06-6784-7696

- * 生活にお困りの方は遠慮なくお住まいを管轄する福祉事務所にご相談ください。

 * 砂みつ まも **秘密**は守ります。
- せいかつほ ご そうだんまどぐち わ ばあい じょうき でんわ こた 生活保護の相談窓口がどこか分からない場合は、上記にお電話いただければお答 えいたします。
- この「生活保護のしおり」は、生活保護制度すべてを網羅しているわけではありませんので、くわしくは福祉事務所にお問い合わせください。

##